

第20期への引継事項への対応について

令和5年5月29日開会の各派交渉会において、議会改革に関する報告書における第20期への引継事項のうち、議会運営に関すること、及び議会改革に関することについては、議会運営委員会において調査・検討を行っていくことが決定された。このことへの対応について、墨田区議会基本条例第24条第2項の規定により事務局から提案する。

1 提案趣旨

本会議運営・議事運営に関する協議を行うために開会する通常の議会運営委員会と別に、以下のとおり委員会を開会する。なお、通常の委員会と別に開く委員会を、便宜的に「議会運営委員会（議会改革）」と表記する。

2 議会運営委員会（議会改革）の概要

(1) 目的

今年度は設置されない議会改革特別委員会に代わり、墨田区議会基本条例の運用その他議会改革に関する諸問題について、総合的に調査し、具体的な方策を検討する。

(2) 調査・検討事項

議会改革に関する事項とする。ただし、当面は議会改革に関する報告書における第20期への引継事項のうち、議会運営に関すること、及び議会改革に関することについて調査・検討を行う。

議会改革に関する報告書における第20期への引継事項 <抜粋>

1 議会運営に関すること

- (1) 議長及び副議長選挙における立候補制の導入について
- (2) 政策会議について
- (3) 議員選出監査委員制度について
- (4) オンラインによる一般質問について

3 議会改革に関すること

- (1) 議会改革PDCAサイクル及び政策形成サイクルについて
- (2) 議会バリアフリーの推進について
- (3) ペーパーレス化について

(3) 委員会における協議の方法・決定の方式について

これまでの墨田区議会における議会改革に係わる議題の協議実績等を踏まえ、議事運営の方法は次の方式によることとする。

ア 委員外議員等の協議への参画

広く各会派等の多様な意見を集約するため、本委員会に所属していない会派（以下「少数会派等」という。）から、会議規則第66条の規定により委員外議員2人（毎回固定）の出席を求めることとする。また、委員及び委員外議員以外の議員に対しては、下記（4）に規定する方法により意見を求めることとする。

イ 各課題に対する決定の方式等

委員会における議事又は議題の決定等に当たっては、少数会派等も含めた全会一致での合意を原則とする。ただし、条例・規則の制定改廃等、法定の事項に関しては、委員会条例第14条に規定する委員による採決の方法による。

(4) 検討シートの活用について

各検討項目について各会派等の意見・論点を明確にするため、検討シートを活用する。

(5) 理事者の出席について

必要に応じて、適宜、出席を求める。

(6) 映像配信について

今年度、議会運営委員会（議会改革）については、試行的に映像配信を実施する。なお、通常の議会運営委員会の映像配信については、議会運営委員会（議会改革）において協議する。

(7) 意見交換・調整の場の設定について

意見集約・論点整理のため、適宜、意見交換・調整の場を設ける。なお、意見交換・調整の場においては、委員及び出席委員外議員以外の議員の傍聴を認める。

3 議会運営委員会（議会改革）の開会スケジュール（予定）

回数	日程	内容
第1回	7月5日（水） 14:00～	・引継事項の整理（3分野に分類） ・分類1について検討シートを作成依頼
第2回	9月8日（金） 14:00～	・分類1について検討シートを基に調査・検討 ・分類2について検討シートを作成依頼
第3回	11月24日（金） 14:00～	・分類1について決定→議長へ申し送る ・分類2について検討シートを基に調査・検討 ・分類3について検討シートを作成依頼
—	1月中旬	・先進自治体への行政調査を実施
第4回	1月下旬	・分類2について決定→議長へ申し送る ・分類3について検討シートを基に調査・検討
第5回	3月上旬	・分類3について決定→議長へ申し送る ・次年度への引継ぎ〔報告書〕を作成

*次年度以降、調査・検討結果に基づき、具体的な制度設計、規定整備、工事等に着手する。